十津川村(奈良県):村営バス

広域自治体における幹線路線と支線路線バスによるバス路線網の構築

| 人口 | 4,390 人 | モード | コミュニティバス |
|----------|--------------|-------|------------------|
| 面積 | 672.35 km | 法令 | 道路運送法 (旧)第80条 |
| 人口 密度 | 6.52 人/k㎡ | 運営 主体 | 十津川村 |





■ 取組の背景

地域と交通の状況

【広域な自治体】【集落点在】

- ・ 奈良県の最南端で和歌山・三重両県に接し、紀伊半島のほぼ中央に位置する。面積は672.35 km で奈良県の約5分の1の広さを占め、村としては日本一の広さをもつ広域な自治体である。面積の96%が森林という自然に恵まれた村であるとともに、五條や新宮など村外拠点都市まで唯一の公共交通手段であるバスでも数時間を要するなど、「陸の孤島」と言われるほどに山深い環境にある。
- ・ 昭和38年頃から村内の小中学校の統廃合が進み、村では、児童生徒の輸送のため十数台のスクールバスを 購入して、村内9路線で児童生徒のみの輸送を行っていた。村内には54の大字、200あまりの集落があり、 村内各地に人口が点在しているが、営業バスの運行は国道168号及び支線4路線のみであった。

活用メニュー(制度・協議会等)

・ 道路運送法(旧)第 80 条を活用し、文部省(現・文部科学省)及び陸運局(現・運輸局)に対して、スクールバスを共用する村営バスの運行を申請した。その結果、昭和50年11月より、村による自家用自動車の有償運送が開始された(昭和55年10月より奈良交通に運行委託)。一部、廃止代替バスの運行も開始された。

■ 実現したサービス

サービス内容

【ゾーンバスシステム】

- ・ 村内のバス路線網を幹線である国道 168 号線とそれ以外の支線に分け、幹線は奈良交通と熊野交通が運営・運行を行い、支線 17 路線は十津川村が運営、奈良交通へ運行委託している。幹線部分は1日3往復、支線部分はそれぞれ1日数往復の運行を行っている。支線部分については、車両数は18両、乗務員数は16名、路線キロは約200kmとなっている。(以上は、平成19年12月現在)
- ・ 村民の利便性を高めるとともに、効率的な運行を可能とする支線バス路線網の構築を目的として、村内を大きく3つのゾーンに分け、各地にバスターミナルを設置した。これにより、幹線路線バス・支線路線バス、支線路線バス間の乗継利便性が向上した。

サービス内容

【自由乗降】【小荷物運送】【観光客への対応】

- ・ 運賃は、奈良交通の規定による対距離制が導入されている。支線を運行する村営バスは、国道以外の路線 で、自由乗降制度が導入されている。
- ・ 村営バスでは、人員輸送だけでなく、新聞・雑誌等の刊行物や、野菜等の地元住民の生活物資を輸送するサービスを、1回当たり数百円程度で行っている(道路運送法第82条に基づく)。また、バス車体の側面や後部に月額1~2千円程度で広告を掲載できるサービスも行っている。主に、村内の民宿・旅館・自営業の方々の広告掲載に利用されている。
- ・ 平成 17 年 4 月より、世界遺産に登録された熊野参詣道小辺路を歩く観光客のために、定期便数が少ない神 納川路線で登山客用の予約バス運行を開始した。三田谷〜川津間約 9km を 1 人 460 円の運賃で運行してお り、小辺路を歩く観光客にとっては貴重な足となっている(利用 3 日前までに村の総務課に連絡し、村が運行 の可否を確認後、予約者に連絡)。

■ 効果と負担

効果

【生活移動手段の確保】

・ 路線バスの運行が無かった地域では、村営バスの運行が始まったことにより、公共交通の空白が解消された。マイカー利用できない村民にとっては、タクシーに代わる、より安価な移動交通手段が提供された。ピーク時の平成元年~4年度では、年間利用者数が20万人を超えた。

負担 【<u>市町村負担</u>】

・ 運賃収入・県の補助金(平成13年度まで)を中心とした収入は年間約2~3千万円、人件費などを中心とした 経費は年間約1億4~5千万円である。差引した年間約1億2~3千万円を、毎年、村の予算で負担している。

■ プロセスと調整

住民の要望による村営バス運行開始

【調整:対住民】

・ 村民の多くは公共交通空白地域での生活を強いられていたが、スクールバス運行の沿線住民からは一般利用の要望が次第に高まっていた。地域住民のニーズに応える形で文部省(現・文部科学省)及び陸運局(現・運輸局)の許可を得て、昭和50年11月よりスクールバスを共用する村営バスとしての有償運送が開始された。

村営バスの奈良交通への委託

【調整:対事業者】

・ 奈良交通と将来のバス路線をいかに確保・維持できるかを、2 年間にわたり協議した。その結果、国道 168 号線の幹線は奈良交通バス、支線は一元化して村営バスを運行するよう調整し、昭和 55 年 10 月より、村営バスの運行業務は奈良交通に委託された。

■ 創意工夫・知見・教訓

路線設定も含め、事業者に委託

【知見:関係者との良好な関係】

・ ダイヤ・路線設定や安全管理面でバス運行に関する専門知識を有する奈良交通への運行委託により、運行実務面での村の負担が大幅に減少し、経費削減にもつながった。乗務員については、村内出身者で村内定住者を雇用し、奈良交通の社員としての身分を与えている。村内出身者は村内の地理や住民にも詳しいので、幹線区間以外で導入されている自由乗降制度にもスムーズに対応できている。

道路の状況把握が容易になり、早い補修が可能

【<u>創意工夫:運営の工</u>夫】

村内には、大雨によって落石やがけ崩れが発生しやすい地形が多いが、その点、村営バスが運行しているために道路の状況が把握しやすい。落石があった場合でも、バスの乗務員が見つけた場合は、全車に取り付けている防災行政移動無線により道路管理者に連絡可能な体制となっている。その結果、道路の補修が早い時期に対応可能である。村内から他自治体への国道・県道は限られていることもあり、道路管理面への貢献は大きい。

広域な自治体での少子高齢化への対応

【教訓:連携強化の必要性】

・ 村内には人工透析など高度な医療施設が無く、村内の患者は五條か新宮の病院まで通う必要がある。五條~湯之峰温泉間の路線撤退を申し出た事業者に対し、交渉を行った結果、五條市と十津川村で補填を行うことで、五條~十津川温泉間は減便にとどめることができた。撤退となった十津川温泉~湯之峰温泉間のうち、十津川温泉~本宮大社(うらら館)については平成19年4月より村営バスの運行を開始した。バスを必要とする村民が一人でもいる限りその地域へも運行するという村の方針であり、今後、小中学校の統廃合が進むことが予想される中、どのようなダイヤ・路線網を構築していくかは大きな課題である。

■ 連絡先、参考 URL 等

連絡先: 十津川村役場総務課 電話 0746-62-0001

参考 URL: 村営バス HP

 $\underline{\text{http://www.vill.totsukawa.lg.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC020000\&WIT_oid=icityv2::Contents::1599\&TSW=yshuiu}$

■ 資料編

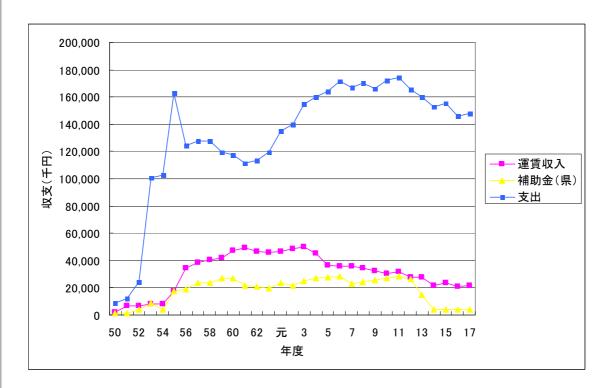


図. 村営バス収支の推移

出典:十津川村資料

